

市長の給料月額の特例に関する条例案

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）に基づく市長（この条例の施行の際現に市長の職にある者に限る。）の給料月額は、同条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 市長の給料月額等の特例に関する条例（平成23年大阪市条例第65号）は、廃止する。

平成27年12月25日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

市長の給料月額の特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

特別職の職員の給与に関する条例（抄）

別表（第2条関係）

職 員	給料月額
市長	1,669,000円
省 略	省 略

市長の給料月額等の特例に関する条例

（市長の給料月額の特例措置）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）に基づく市長（この条例の施行の際現に市長の職にある者に限る。以下同じ。）の給料月額は、同条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の42に相当する額を減じた額（その額に、5,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、5,000円以上10,000円未満の端数があるときはこれを10,000円に切り上げた額）とする。ただし、同条例第4条第1項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。

（市長に対する退職手当の額の特例措置）

第2条 特別職の職員の給与に関する条例に基づく市長に対する退職手当の額は、特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の81に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。